

【第6号議案】

自家用有償旅客運送更新登録の手続について

1 目的

自家用有償旅客運送の実施にあたっては、当協議会において新発田市コミュニティバス（菅谷・加治）の自家用有償旅客運送の更新内容について協議が調った上で、更新登録申請書を県知事に提出する必要がある。

新発田市が登録している自家用有償旅客運送の現在の有効期間は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までとなっており、地域住民の移動手段確保のため、引き続き自家用有償旅客運送を行いたいことから、有効期間の更新の申請を行うにあたり協議するもの。

2 更新後の有効期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年）

3 更新登録の申請内容 別添資料のとおり

4 その他

当協議会にて承認後、申請者（新発田市長）宛てに、協議が調ったことを証する書類を送付する。

令和 5 年 8 月 日

新潟県知事 殿

名 称 新発田市
住 所 新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代表者の氏名 新発田市長 二階堂 馨

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 新発田市
住 所 新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代表者の氏名 新発田市長 二階堂 馨

2. 登録番号

北新市交第 7 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	上荒沢	加治	新発田駅	16.0	
2	菅谷	黒岩・七葉小前	新発田駅	11.9	
3	上荒沢	七葉中前、黒岩・七葉小前	新発田駅	17.5	
4	上荒沢	黒岩・七葉小前	七葉中学校前	12.4	
5	ひらせい前	加治	熊出	17.4	
6	新発田駅	七葉中前、黒岩・七葉小前	熊出	20.8	
7	七葉中学校前	黒岩・七葉小前	熊出	15.7	
8	上荒沢	黒岩・七葉小前、七葉中、西高前	中央高校前	21.7	

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程	備考
9	七葉中学校前	新発田駅	農業高校前	6. 6	
10	熊出	加治、七葉中、商業高校前、 新発田駅	新発田高校前	23. 5	
11	打越	加治、七葉中、商業高校前、 新発田駅	新発田高校前	14. 4	
12	上荒沢	加治、七葉中、新発田駅、 新栄町、新発田駅、黒岩・ 七葉小前	上荒沢	46. 3	
13	菅谷	加治、新発田駅、新栄町、 新発田駅、七葉中、黒岩・ 七葉小前	上荒沢	43. 9	
14	上荒沢	黒岩・七葉小前、新発田駅、 新栄町、新発田駅、七葉中、 黒岩・七葉小前	上荒沢	49. 1	
15	菅谷	黒岩・七葉小前、新発田駅、 新栄町、新発田駅、七葉中、 黒岩・七葉小前	上荒沢	44. 1	
16	熊出	加治、七葉中、新発田駅、 新栄町、新発田駅、七葉中、 黒岩・七葉小前	上荒沢	54. 1	
17	下石川公会堂	上中江	ひらせい加治店	13. 8	
18	七葉コミュニティセンター	茗荷谷・上中江・上石川	熊出	26. 1	
19	小出	熊出、上荒沢、黒岩・七葉 小前、茗荷谷	七葉コミュニティセンター	30. 9	
20	菅谷	小出、上寺内	熊出	7. 3	
21	小出口	上荒沢、熊出、打越、加治	ひらせい加治店	25. 4	

※19、20、21番については、予約のあった場合にのみ運行し、予約がない場合は停留所に立ち寄らない。

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
NPO 法人七葉	新発田市菅谷 3 3 5 0 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	保有	7		1 ()		8	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	7		1 ()			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

市民等

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

- ・ 1つの運行区域内の乗車 1人100円
- ・ 1つの運行区域を越えての乗車 1人200円

ただし、乳児・幼児は無料、小学生・中学生は上記の半額

- ・ 「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の提示により無料

◆運行区域 ・ 七葉中学校区 ・ 本丸、第一、猿橋の中学校区及び日渡の一部

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- (12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

新発田市コミュニティバス路線図・運行区域

コミュニティバス運行区域（運賃区分）

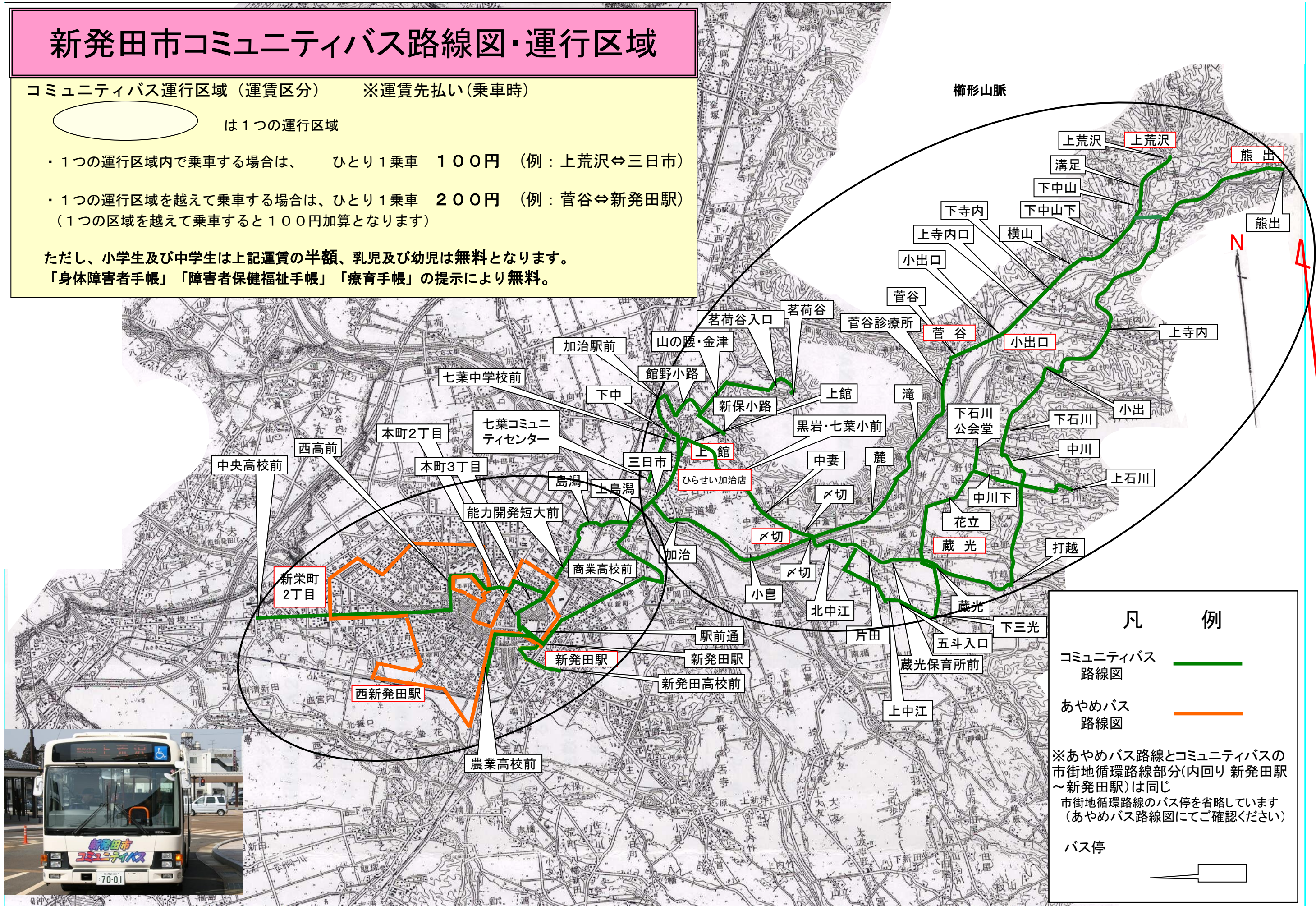
※運賃先払い(乗車時)



は1つの運行区域

- ・1つの運行区域内で乗車する場合は、ひとり1乗車 100円 (例: 上荒沢⇔三日市)
- ・1つの運行区域を越えて乗車する場合は、ひとり1乗車 200円 (例: 菅谷⇔新発田駅)
(1つの区域を越えて乗車すると100円加算となります)

ただし、小学生及び中学生は上記運賃の半額、乳児及び幼児は無料となります。
「身体障害者手帳」「障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の提示により無料。



凡 例	
コミュニティバス 路線図	
あやめバス 路線図	
※あやめバス路線とコミュニティバスの市街地循環路線部分(内回り 新発田駅~新発田駅)は同じ 市街地循環路線のバス停を省略しています (あやめバス路線図にてご確認ください)	
バス停	